株式会社AHP

パプリカこころの訪問看護ステーション大府

訪問看護重要事項説明書

（令和 8 年 9 月 1 日現在）

1　訪問看護の概要

(1)訪問看護ステーションの指定状況およびサービス提供地域

会社名	株式会社　AHP		
代表者	代表取締役　堀田　慧		
事業所名	パプリカこころの訪問看護ステーション大府		
管理者	二村　恕葦		
所在地	愛知県江端町3－143　MAP ビル J203		
電話番号	0562-57-3770	FAX番号	0562-57-3771
介護保険指定番号	2364290136		
サービス提供地域	名古屋市内全域、東海市、大府市、知多市、東浦町、豊明市、刈谷市、知立市、安城市、岡崎市		

※上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2)職員体制

	資　　格	人　　数
管理者	看護師	常勤1名
従事者	看護師	常勤 3 名以上　非常勤 0 名
従事者	准看護師	常勤 0 名　非常勤 0 名
従事者	作業療法士	常勤 1 名以上　非常勤 0 名

2　事業の目的・運営方針

（1）目的

事業者は、訪問看護サービスを受けるご利用様に対し、在宅においてご利用様が自立した社会・日常生活を営むことができるように訪問看護を提供することを目的とします。

（2）運営方針

ご利用様の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを 24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用様の個々の主体性を尊重して、地域の保険医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護サービスを提供します。

3(1)営業日・時間

営業日	月曜～金曜日　午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分
休日	土曜・日曜・年末年始

（2）営業時間外の対応

●営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間対応が可能な体制とする。

4　サービス提供内容

①　看護介助行為（利用者に対して）

- バイタルサインチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定など）
- 身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- 療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導）

②　医療的処置行為

- 在宅酸素療法管理ケア
- 在宅人工呼吸器管理ケア
- 創傷及び褥瘡処置
- 人工肛門・人口膀胱管理ケア
- 経鼻・胃瘻チューブ管理ケア
- 喀痰の吸引・管理
- 点滴
- 排泄管理ケア（浣腸・摘便）

③　リハビリ援助行為

- 呼吸リハビリ
- 拘縮予防・歩行訓練
- 言語・嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
- 認知予防指導（趣味の活用・遊びリハビリテーションなど）

④　介護者に対して

- 介護の方法指導・介護福祉などの社会資源の紹介
- 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介護の工夫・方法など）
- 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対処方法など
- 介護者の健康相談・助言

5　利用料金

（1）利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。ただし、介護保険の給付範囲（支給限度単位数）を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

パプリカこころの訪問看護ステーション大府　　料金表

令和 8 年 9 月 1 日現在

【介護保険適用】

	算 定 項 目			単位数	自己負担額（1割）
基本利用料	20 分未満		正看護師	314	347 円
			准看護師	280	309 円
	30 分未満		正看護師	471	521 円
			准看護師	420	464 円
	30 分以上 1 時間未満		正看護師	816	910 円
			准看護師	734	811 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満		正看護師	1,128	1,247 円
			准看護師	1,006	1112 円
	理学療法士等による訪問 1 回 20 分以上			296	327 円
加算	緊急時訪問看護加算Ⅰ			574	634 円
	特別管理加算Ⅰ			500	553 円
	特別管理加算Ⅱ			250	276 円
	ターミナルケア加算			2500	2763 円
	初回加算Ⅱ			300	332 円
	退院時共同指導加算			600	663 円
	看護・介護職員連携強化加算			250	276 円
	複数名訪問加算（Ⅰ）	1 回 30 分未満		254	281 円
		1 回 30 分以上		402	444 円
	複数名訪問加算（Ⅱ）	1 回 30 分未満		201	222 円
		1 回 30 分以上		317	350 円
	長時間訪問看護加算（1 回 90 分以上）			300	332 円
	早朝・夜間加算 （午前 6 時～午前 8 時、午後 6 時～午後 10 時）			25%加算	
	深夜加算（午後 10 時～午前 6 時）			50%加算	
その他	交通費 地域外片道 1kmあたり 30 円 （但し、通常のサービス提供地域内は無料）			公共交通機関：実費 タクシー実費相当	
	死後の処置料			20,000 円	

※介護保険利用の場合、名古屋市は 1 単位が 11.05 円となります。

※上表に料金設定と基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※特別管理加算Ⅰとは、在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は算定されます。

※特別管理加算Ⅱとは、在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態である利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は算定されます。

【医療保険適用】

	算定項目	算定費用	自己負担額（1割）
基本利用料金	訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週 3 日まで：5,550 円/日	555 円
		週 4 日目以降：6,550 円/日	655 円
	訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週 3 日まで：5,550 円/日	555 円
		週 4 日目以降：6,550 円/日	655 円
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500 円(1 回)	850 円
	訪問看護管理療養費	月の初日：7,710 円	771 円
		月の 2 日目以降：3,010 円/日	301 円
加算	難病等複数回訪問加算	2 回/日：4,500 円	450 円
		3 回以上/日 8,000 円	800 円
	24 時間対応体制加算	6,520 円（1 回/月）	652 円
	特別管理加算	2,500 円（1 回/月）	250 円
	特別管理加算(重症度等の高い場合)	5,000 円（1 回/月）	500 円
	長時間訪問看護加算	5,200 円（1 回/週）	520 円
	緊急訪問看護加算	2,650 円/日	265 円
	複数名訪問看護加算	4,500 円（1 回/週）	450 円
	訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円
	訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円
	夜間・早朝訪問看護加算 （午前 6 時～午前 8 時、午後 6 時～午後 10 時）	2,100 円（1 回）	210 円
	深夜訪問看護加算 （午後 10 時～午前 6 時）	4,200 円（1 回）	420 円
	退院時共同指導加算	8,000 円	800 円
	特別管理指導加算	2,000 円	200 円
	情報提供療養費１～３	1,500 円（1 回/月）	150 円
	退院支援指導加算	6,000 円	600 円
	在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	200 円
その他	交通費 地域外片道 1kmあたり 30 円 （但し、通常のサービス提供地域内は無料）	公共交通機関：実費	
		タクシー実費相当	
	死後の処置料	20,000 円	

※訪問看護基本療養費（Ⅱ）とは、同一建物に居住の複数の利用者に対して、同じ日に訪問看護を行った場合に算定されます（宅老所に入所されている利用者様への訪問看護サービスは基本療養費（Ⅱ）になります）。

※訪問看護療養費とは、安全なサービス提供体制が整備されており、訪問看護計画書及び報告書を主治医に対して提出するとともに、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定されます。

※特別管理加算とは、在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態である利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は算定されます。

※特別管理加算(重症度等の高い場合)とは、在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定されます。

※情報提供療養費 1～3とは、市町村等の実施する保健福祉サービスとの有機的な連携を強化して、利用者に対する総合的な在宅療養を推進することを目的として、利用者の居住地を管轄する市町村や教育機関等に対して、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保険サービス又はホームヘルプサービス（入浴、選択等のサービスも含む）等の福祉サービスを有効に提供するために必要な情報を提供した場合に算定されます。

（2） 料金のお支払い方法

翌月15日前後に前月分の請求書を発行致しますので、口座振替もしくは現金にてお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行致します。

（3） 償還払いについて

保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合は、サービス提供料金を全額お支払い頂きます。当事業所からの領収書を、後日市町村の窓口に提出すれば払い戻しを受けられます。

6 交通費

通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を請求させていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を請求させていただきます。

7 キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、前日までに至急ご連絡下さい。（連絡先：0562-57-3770）

8 サービスの利用方法

（1） サービスの利用方法

まずはお電話でお申し込み下さい。当訪問看護ステーションの職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービス提供を開始します。

（2） サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の一週間前までに文書でお申し出ください。

②当訪問看護事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスを終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

●利用者が病院に入院した場合

●利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

●利用者がサービス使用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、ステーションから相当の期間を定めた催告を受けたにも拘らず支払いを怠った場合、または利用者や家族などが当訪問看護ステーションや当訪問看護ステーションのサービス従業者に対して本契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

９　事故発生時・緊急時の対応方法

　サービスの提供中に万が一事故が発生、容体の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・緊急連絡先（福祉関係など）に連絡します。

１０　損害賠償

　事業者は利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し事業者の故意又は過失により利用者及びその家族の生命・身体・財産を侵害したときは、事実関係を調査の上、利用者及びその家族に生じた損害を賠償します。但し、事故の発生について利用者側に過失があった場合は、その事実を考慮して事業者の損害賠償責任及び額を定めます。

１１　苦情申立窓口

ご利用者様ご相談窓口

パプリカこころの訪問看護ステーション大府

担当：二村　恕葦　電話：0562-57-3770(担当が不在の場合又は、営業時間外、ステーションが休みの日は管理者に電話転送されます。)

外部苦情処理相談窓口

愛知県国民健康保険団体連合会	介護保険課苦情調査係	052-971-4165
名古屋市	健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進担当	052-972-2591
大府市役所	福祉部高齢障がい支援課	0562-45-6289
知多北部広域連合	給付係	052-689-2263
東海市役所	市民福祉部高齢者支援課	052-689-1600
知多市役所	健康福祉部長寿課	0562-36-2652
東浦町役場	健康福祉部ふくし課	0562-83-3111
豊明市役所	長寿課	0532-92-1261
刈谷市役所	長寿課	0566-62-1013
知立市役所	長寿介護課介護保険係	0566-95-0122
安城市役所	福祉部高齢福祉課介護保険係	0566-71-2290
岡崎市役所	福祉部介護保険係	0564-23-6647

令和　　年　　月　　日

訪問看護の提供を開始するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

所在地：愛知県大府市江端町３－１４３　MAP ビル J203

パプリカこころの訪問看護ステーション大府

説明者：管理者　　二村　恕葦　　印

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

ご利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご家族代表

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿